

令和6年(2024年)

10月から
(12月支給分から)

もっと子育て応援! 児童手当

回覧

児童手当制度が 高校生年代まで拡充されます。

申請が必要な保護者の方 があります。ご注意ください

Q1. 誰がもらえるの?

0歳～高校生年代までの
児童を育てている方
(18歳到達後の最初の年度末まで)

児童の中学校修了により
非該当となっていた方には
個別に通知を発送しており
ます。

児童が中学校修了後に転
入された方や単身赴任等で
児童が町外におられる方に
つきましては11月22日
(金)までに小値賀町役場
福祉事務所にて申請の手続
きをお願いします。

なお、申請の際には、請
求される方の保険者証、お
よび預貯金通帳をご持参く
ださい。

Q2. いくらもらえるの?

手当月額

3歳未満

第一子・第二子 月 15,000円
第三子以降 月 30,000円

3歳～18歳
18歳到達後の
最初の年度末まで

第一子・第二子 月 10,000円
第三子以降 月 30,000円

所得制限

所得制限なし

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

Q3. いつもらえるの?

支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回)

※各前月までの2か月分を支給



申請について

児童手当の申請は、保護者のうち令和5年(2023年)の所得が高い方が、
お住まいの市区町村に申請してください。※保護者が公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか
こども家庭庁



申請に関するお問い合わせ
小値賀町福祉事務所
(☎0959-56-3111)